

USPTO が物価上昇に伴う手数料改定最終版を公表
～消費者物価上昇分(5.0%増)を 09 年度手数料に反映～

2008 年 8 月 15 日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は 14 日付フェデラルレジスター(官報)で都市部消費者物価指数(CPI-U)の変動に伴う特許関連手数料の改定の最終版を公表した¹。米国では特許法第 41(f)の規定により、USPTO 長官が、CPI の変動率に応じて出願及び登録料等の法定料金を調整(adjust)することを可能としている²。また同 (d)項の規定により、同長官は、一部を除き、上記法定料金以外の手続料金を決定できる権限を有している。

UPSTO の発表によれば、6 月 3 日付フェデラルレジスターにおいて手数料改定案をパブリックコメントに供した時点では³、07 年 10 月から 08 年 9 月末までの 12 ヶ月間における政府の CPI-U 予測数値が 4.0%増となるとして手数料に反映していたが、改定案公表以後、CPI-U 予測数値が 5.0%増に修正されたため、今般の最終案では当該数値を手数料に反映し調整を行ったとしており、多くの手数料で当初案より高い設定となった。

今般の最終的な料金改定の一例を挙げると、特許(Utility Patent)における、出願基本料を現行の 310ドルから 330ドルに、独立請求項超過料金を一項あたり 210ドルから 220ドルに、サーチ料を 510ドルから 540ドルに、審査料を 210ドルから 220ドルに、登録料を 1,440ドルから 1,510ドル、3 回目の支払期日の特許維持年金⁴を 3,910ドルから 4,110ドル等にそれぞれ値上げする内容。この他に、改定の対象となる手数料には、期間延長手数料、請求項超過料金、多数従属請求項料金、頁超過料金、継続審査請求料、PCT 国内段階手数料、審判手数料等々、多数の手数料が含まれているところ、これら詳細については、フェデラルレジスターを参照ありたい。

なお、こうした料金調整を実現するためには、現行手数料を規定した時限法でもあるオムニバス歳出法(P.L.108-447、04 年 12 月成立)⁵が 09 年度にも継続適用されることが必要。このため、かかる継続規定が盛り込まれた 09 年度歳出予算法案⁶の成立が料金調整の前提となる。

(了)

¹ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/73fr47534.pdf>

² 35USC § 41(f) The fees established in subsections (a) and (b) of this section may be adjusted by the Director on October 1, 1992, and every year thereafter, to reflect any fluctuations occurring during the previous 12 months in the Consumer Price Index, as determined by the Secretary of Labor. Changes of less than 1 per centum may be ignored.

³ [080603【米国 IP 情報】USPTO が物価上昇に伴う手数料改定案を公表](#) 参照

⁴ 登録から 11 年 6 ヶ月時点。

⁵ [P.L.108-447](#) Division B § 801-

⁶ [S3182](#)